

経営形態の見直し

病院事業を維持発展させていくため、現在の経営形態にこだわらずより良い方法があればそれを採用するとの考え方で、平成 27 年度に先行施設の視察やヒアリングなどを実施し、地方独立行政法人化について検討を行いました。

地方独立行政法人化のメリットとしては、法人を行政組織から切り離し、独立運営させることにあります。組織体制や人事採用面において、地方公務員法や職員定数条例等の規制の必要性がなくなるため、自由かつ迅速に人事採用及び組織編制が可能となること、労働に対するインセンティブの与え方について病院側で設計できることなどが挙げられます。ただし、現在の公営企業の枠内で可能な限り対応しているため、法人化により劇的に変化するとは言い難い面があります。

一方、法人化のデメリットとしては、法人運営に係る報酬の支払いや、人事・契約・財務等の管理体制システム再構築によるコストの増加、旧公営企業の資産再評価に伴う資産価値減少分を補填するための一般会計からの追加出資等が想定されます。

検討の結果、法人化のメリットとデメリットの比較及び、先行する地方独立行政法人の財務状況が不透明な現状を鑑みると、経営が行き詰っているとは言い難い状況で地方独立行政法人化の必要性を見出すには至らず、引き続き現状の経営形態を継続し、黒字の堅持を第一義とした経営改善を目指しても問題はないとの結論に至りました。

ただし、今後、本院を取り巻く環境に大きな変動があれば、経営状態を見ながら、地方独立行政法人化など本院にふさわしい経営形態の検討が必要と考えます。

※ 地方独立行政法人化の検討内容については、付属資料 3（P26～31）に詳細を記載。